

業務指示書

北米・中南米地域日本の医療技術・サービスの中南米地域への海外展開支援に係る 情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年6月25日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年6月30日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：日本の医療技術・サービスの海外展開に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／医療システム）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：医療システムに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：北米・中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 医療技術・サービス】

- 1) 類似業務の経験：医療技術・サービスに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：北米・中南米地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年7月4日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(US\$1 = 101.68円 , EUR1 = 138.32円, GTQ1=13.339円, HNL1=5.003円, DOP1=2.379円, MXN1=7.909円, B
OB1=15.019円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/医療システム
医療技術・サービス

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.10 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年7月17日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

北米・中南米地域日本の医療技術・サービスの中南米地域への海外展開支援に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/医療システム	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 医療技術・サービス	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

業務指示書

【第2. 調査の目的・内容に関する事項】

1. 背景

中南米地域は、33 か国からなり、ブラジル、メキシコなどの新興国を含む高中進国及び中進国がその3分の2を占め、地域全体の一人当たりのGNIが平均5,500ドルを超えるなど（2010年、ECLAC：Economic Commission for Latin America and the Caribbean（国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会））他地域と比べ相対的に所得水準が高い。同地域の人口は、6.0億人（世界の8.5%）であるが、多くの国で人口ボーナス期を迎えつつあり、豊富な労働人口により潜在的経済成長力の向上が期待できる一方、今後高齢者人口の増加も見込まれるため、医療費をはじめ増え続ける社会保障費の確保が課題となることが予想される。

中南米地域において、一部の後発開発途上国や低所得国を除くと、感染症や母子の健康に関わる疾患から、心疾患、脳血管疾患、悪性腫瘍、糖尿病など生活習慣にも起因する先進国型の疾患が死亡要因の上位を占める国が増えている。一例として、メキシコの死亡要因トップは、心疾患であり、その後に糖尿病、悪性腫瘍と続き、これら上位3疾患が死亡要因全体の44%を占める（2013年JETRO報告書「メキシコの医療機器市場」）。このような状況下、中南米地域の多くの国では、質の高い医療インフラの整備に加え、優れた医療技術・サービスのニーズが高く、各国の医療機器市場も急速に拡大している。

日本政府は、2013年6月に閣議決定した「日本再興戦略」の中で、ODA等公的資金を活用しながら、国際保健外交戦略に基づき、開発途上国に対して、日本が比較優位を有する医療技術・サービスを活用した効果的な協力を実施することを打ち出しているが、中南米地域においては、日本の高い技術を有する医療技術・サービスへのニーズ及び成長する医療機器市場があるものの、積極的な海外展開を推進する欧米主要メーカー、そして中国メーカーに遅れを取っている。このため、中南米地域における日本の優れた医療技術・サービスの活用を図るため、当該国の保健医療政策、医療機器に係る市場と諸制度、他国の医療機器メーカーの進出形態とその動向等に係る情報の収集・分析を必要としている。

2. 業務の目的

本調査は、中南米地域において、過去5年間のJICAの保健医療分野の協力実績（第三国研修を含む）のある国のうち、在外事務所の積極的な関与が可能で、これまでの事業実施経験上、高次の医療技術・サービスへのニーズが高い国を対象として、日本の優れた医療機器・サービスの活用を通じた医療技術・サービスの向上による対象国の健康改善に寄与する協力案件の発掘・形成に資する具体的な提言を導出することを目的とする。

3. 業務の対象地域

グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ドミニカ共和国、メキシコ、ボリビア

4. 相手国関係機関

各国保健省及び保健医療関連機関（地方自治体保健局及び管轄機関含む）

5. 業務の範囲

本調査は、「2. 業務の目的」を達成するため、「8. 成果品等」を念頭に、「6. 業務上の留意点」に配慮しつつ、「7. 業務の内容」に示す業務を行うものである。

6. 業務上の留意点

（1）実施方針

1) 各調査対象国における心疾患、脳血管疾患、悪性腫瘍、糖尿病など生活習慣等に起因する先進国型の疾患及び各国に多くみられる疾患に対する医療政策（保健分野への政府支出を含む）、医療需要の拡大を示唆するための指標（人口動態、疾病構造の変化等）、医療保険制度、医療技術を取り巻く諸制度・市場動向等に関する既存資料・データの文献調査に加え、各国における政府内各機関、自治体の権限・範囲、役割分担を確認したうえで、保健関連機関（医薬品・機器認証機関、病院等）、現地職能団体（医師会、放射線技師会等）、医療機器現地販売代理店等への訪問調査を通じて、必要な情報の収集・分析を行う。

また、これらの結果を踏まえ、対象国のニーズに即し、医療技術・サービスの向上による健康改善に寄与する日本の優れた医療技術・日本式医療サービスが活用可能な案件の発掘・形成に向けて具体的な提言を導出する。具体的な協カスキームとして、本邦研修、有償資金協カ（メキシコを除く）、技術協カプロジェクト、対象国の開発課題解決への寄与が期待される民間連携事業スキーム等が想定される。

2) 日本の医療技術・サービスの国際展開に係る日本側政府関連機関、本邦医療機器メーカー、医療機関、医療関連特区等の動向（強み、課題含む）についても、既存資料・データの文献調査、及び訪問調査を行い、上記1)の具体的な提言の導出に必要な情報の収集・分析を行う。

3) 1)と2)の結果を踏まえて、各調査対象国の医療関係者を日本へ招聘し、JICA本部にて本邦医療機器メーカー等を対象とした各調査対象国の医療事情を紹介するセミナー開催を支援する。

（2）本邦招聘プログラム及びセミナー開催にかかる支援

日本の医療技術・サービスに関する理解を深める目的で、各調査対象国の医療関係者（約12名を想定）を日本へ招聘する。同時に、JICA本部にて本邦医療機器メーカー等を対象とし、調査対象国の医療事情（医療機器市場含む）に対する理解を深める目的でセミナーを開催する。

1) 本邦招聘プログラム及びセミナーについて

- ・ 予定時期：1月中旬
- ・ 招聘期間：10日間程度
- ・ 招聘人数：調査対象国の医療関係者：12名程度
- ・ セミナー：本プログラムのうち半日程度、日本国内の医療機器メーカーを対象としたセミナーを開催する。

2) 主な支援業務

- ・ 招聘プログラム（案）の提案、ならびに必要な書類の作成
- ・ 本邦招聘候補者の選定
- ・ 講師の手配
- ・ 見学先の手配
- ・ 研修監理員あるいは通訳の手配
- ・ 講義場所・必要資機材の手配

上記に加え、招聘期間中は、研修監理員あるいは通訳が同行し、本邦招聘者のプログラム訪問先への引率や、日本語で説明される箇所につき講義・見学先での通訳、講師や見学先等との調整補助、本邦招聘者への諸連絡・教材／資料等の配布を行う。

なお、本邦招聘者の受入に係る事務手続、航空券の手配、必要な査証取得のための情報確認及び取得手続支援は、JICAが行う。

7. 業務の内容

以下の内容の業務を実施する。その工程計画をプロポーザルで提案すること。

(1) 国内準備期間

1) 日本の医療技術・サービスの国際展開に係る日本政府の方針・戦略及び取り組みに係る既存の報告書や資料をレビューする。

2) 欧米等他国の医療技術・サービスの国際展開に係る対中南米戦略及び実績に係る既存の報告書や資料をレビューする。

3) 調査対象国の医療政策（保健分野への政府支出を含む）、医療費への支出、医療保険制度、医療技術を取り巻く諸制度・市場動向に係る既存の報告書や資料をレビューする。

4) 調査対象国におけるこれまでの保健・医療分野の JICA 協力実績をレビューする。必要に応じて JICA 関係者より同分野における今後の事業実施方針についてヒアリングを行う。

5) 調査対象国における現地調査の効率的に実施するために主な訪問先に対する質問票を作成し、JICA に提出・承認を得る。

6) 医療技術・サービスを取扱う主要日系企業の分析（各社の強み・弱み、調査対象国への進出意向等）を行う。

7) 上記の 1)～6) を取り纏めた上で、現地調査に係る詳細計画を検討し、インセプションレポートの作成、及び JICA への説明・提出を行い、承認を得る。

(2) 第一次現地調査

1) 現地調査開始時に、各調査対象国の先方政府（保健省等）及び JICA 事務所へイ

ンセプションレポートの説明・提出を行う。

2) 事前に JICA 在外事務所を通じて配布された質問票を回収し、結果分析を行うとともに、保健関連機関、現地職能団体等から、優先課題となっている疾患（心疾患、脳血管疾患、悪性腫瘍、糖尿病など生活習慣等に起因する先進国型の疾患、その他各国で優先課題となっている疾病）に係る現状と対策、医療需要の拡大を示唆するための指標（人口動態、疾病構造の変化等）、各国における政府内各機関、自治体の権限・範囲、役割分担、実施体制（組織・人員・予算）、取り組み状況（医療施設のインフラ・機材・周辺機器、医療従事者・技師の技術レベル、診療・治療件数、医療政策及び医療保険制度及び医療機器の保険償還制度等）及び他国の当該疾病分野への支援動向、他国民間企業の進出動向、各国において官・民による主要プロジェクト（例えばメディカルタウン建設構想など）に関する情報を収集し分析する。また、各国における医療技術・サービスの向上に係るニーズについても確認を行う。

3) 事前に JICA 在外事務所を通じて配布された質問票に基づき、医療機器現地販売代理店から、外国製医療機器及び周辺機器の許認可・輸入、公的医療機関への販売・アフターサービス等に係る諸制度・手続きの現状及び課題に関する情報を収集し分析する。また、対象国の医療機関が調達する際の制度を把握し、日本企業進出にあたっての制約についても確認する。

4) 事前に JICA 在外事務所を通じて配布された質問票に基づき、日本商工会議所、JETRO 事務所（メキシコのみ）が存在する調査対象国については、それらの機関も訪問し、本邦医療機器メーカーの進出状況、課題、展望等に関する情報を収集し分析する。また、日系団体と日本企業との関連状況についても調査する。

5) 日本の優れた医療技術・サービスが活用可能な協力案件形成の可能性について、これまでの支援との関係及び対象国における開発効果と自立発展性を踏まえたうえで検討し、結果を協力候補案件の概要（一次案）を取りまとめる。

なお、日本の優れた医療技術の活用については、医療周辺技術の活用可能性についても調査することとする。

（3）国内作業期間

1) 日本の医療技術・サービスの国際展開に係る日本側関係機関（外務省国際保健政策室、経済産業省医療・福祉機器産業室、Medical Excellence JAPAN、海外医療機器技術協力協会等）、本邦医療機器メーカー、医療機関、医療関連特区等を訪問し、日本の医療技術・サービスに海外展開に関わる現在実施中の官民の各種事業に係る情報収集を行い、調査対象国の医療市場の状況も勘案の上、技術的な比較優位性及び競争力のある日本の医療技術・サービスの内容を特定する。

2) 本邦医療機器メーカー、医療機関、医療関連特区等から、本邦招聘される各調査対象国医療関係者の受入内諾取り付け、及び受入準備に必要な連絡調整を行う。

3) 調査対象国政府宛の本邦招聘に係る人選依頼レター案を作成する。

4) 第二次現地調査に係る詳細計画を検討した上で、第一次現地調査結果及び協力候補案件の概要（一次案）を含めたインテリムレポートを作成し、JICA への説明・提出を行い、承認を得る。

(4) 第二次現地調査

1) 現地調査開始時に、先方政府（保健省等）及び JICA 事務所へインテリムレポートの説明・提出を行うとともに、先方政府には本邦招聘事業の説明及び招聘者の人選状況の確認を行う。

2) 協力候補案件の概要（一次案）に関わる現地実施機関及びその他関連機関の実施体制（組織・人員・予算）、並びに取り組み状況（対応する医療施設のインフラ・機材、医療従事者・技師の技術レベル、診療・治療件数等）の詳細情報の収集・分析を行う。

3) 上記 2) の調査結果をもとに、日本の優れた医療技術・サービスが活用可能な協力候補案件の概要（二次案）の作成、及び技術支援を要する場合はその内容について一覧として取りまとめる。

4) 先方政府（保健省等）及び JICA 事務所へ帰国報告を行うとともに、先方政府とは本邦招聘事業の招聘者の人選に係る最終調整を行う。

(5) 帰国後整理期間

1) 第二次現地調査結果をもとに、ドラフトファイナルレポート（必要な技術支援一覧、協力候補案件の概要（最終案）含む）を作成し、JICA への説明・提出を行う。また、各対象国関係者にもメールベースで確認する。

2) JICA とも相談の上、本邦招聘事業に係る招聘者受入に必要な連絡調整、並びに本邦医療機器メーカー等を対象としたセミナー開催準備を行う。

3) 本邦招聘事業及びセミナー実施中に必要な支援業務を行い、本邦招聘事業完了報告書を作成し、JICA へ提出・承認を得る。

4) 各対象国関係者及び JICA からのドラフトファイナルレポートに対するコメント及び帰国後整理期間の業務結果を踏まえたファイナルレポートを作成し、JICA への説明・提出を行い、承認を得る。

8. 成果品等

業務の各段階で作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうちファイナルレポートを最終成果品とする。なお、最終報告書の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づくものとし、

各成果品において電子データも併せて提出のこと。

各報告書に関しては、JICAに説明の上、その内容について承認を得るものとする。

- (1) インセプションレポート (IC/R)
 - 記載事項：作業工程、要員計画、ファイナルレポート目次（案）等
 - 提出時期：国内準備期間終了時（2014年8月中旬を想定）
 - 部数：和文 12部（簡易製本）、西文 20部（簡易製本）
- (2) インテリムレポート (IT/R)
 - 記載事項：第一次現地調査結果及び協力候補案件の概要（一次案）
 - 提出時期：国内作業期間終了時（2014年10月中旬を想定）
 - 部数：和文 12部（簡易製本）、西文 20部（簡易製本）
- (3) ドラフトファイナルレポート (DF/R)
 - 記載事項：調査結果全体（必要な技術支援一覧、協力候補案件の概要（二次案）含む）
 - 提出時期：第二次現地調査終了時（2015年1月上旬を想定）
 - 部数：和文 12部（簡易製本）、西文 20部（簡易製本）
- (4) 本邦招聘事業完了報告書
 - 記載事項：本邦招聘事業、本邦医療機器メーカー対象セミナー実施支援業務報告
 - 提出時期：帰国後整理期間終了時（2015年1月下旬を想定）
 - 部数：和文 5部（簡易製本）
- (5) ファイナルレポート (F/R) 及び要約
 - 記載事項：DF/Rに対して必要な修正、追記を行った全調査結果
 - 提出時期：帰国後整理期間終了時（2015年1月下旬を想定）
 - 部数：和文 12部、西文 20部 CD-R 2枚
- (6) その他の提出物
 - ① 作成及び収集した資料、データ（撮影写真を含む）及びそのリスト：尚、各種レポートへの別添とすることにより提出を省略することも可とするが、詳細はJICAの指示に従うこととする。
提出時期：その都度
 - ② その他：上記提出物の他、JICAが必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。
- (7) 報告書作成にあたっての留意点
 - ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文等の外国語についても十分なチェックを行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。

- ② 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

【第3. 業務実施上の条件】

1. 調査の工程

本調査は2014年8月開始、2015年1月にファイナルレポート完成を目途とする。各報告書の作成、提出は以下のような工程を想定しているが、より効率的、効果的な作業工程があればプロポーザルで提案すること。

具体的には、第一次現地調査時に3カ国を先行して調査し、第二次現地調査分までの作業を行い、第二次現地調査時に残る3カ国を調査し、第一次現地調査から第二次現地調査分までの調査を行うことで、効率的、効果的な調査が可能であれば、インテリムレポートに先行3カ国の調査結果、残る3カ国の調査結果をドラフトファイナルレポートに記載することも可とする。

現地調査の終了時には、各国 JICA 事務所に対し、調査結果の報告を行うこと。

調査工程（2014年8月～2015年1月）：

	7月			8月			9月			10月			11月			12月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
国内準備期間				■	■													
IC/R					○													
第一次現地調査						■	■	■	■	■								
国内作業期間											■							
IT/R											○							
第二次現地調査												■	■	■	■	■		
DF/R																		
帰国後整理期間																		
本邦招聘																		
セミナー																		
F/R																		
本邦招聘報告書																		

	1月			2月			3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
国内準備期間									
IC/R									
第一次現地調査									
国内作業期間									
IT/R									
第二次現地調査									
DF/R	○								
帰国後整理期間	■	■							
本邦招聘		▲							
セミナー		△							
F/R			◎						
本邦招聘報告書			○						

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 全体 M/M : 15.55M/M 程度

(2) 想定する業務従事者の構成案

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案す

ることとする。

- 1) 総括／医療システム (2号)
- 2) 医療技術・サービス (3号) (語学力評価せず)
- 3) 医療施設インフラ
- 4) 保健医療政策・制度

3. 対象国の便宜供与

調査対象国からの特別な便宜供与は想定していない。本調査の実施にあたり、コンサルタントは独自で業務を遂行することが求められているが、JICAは、現地業務開始時における調査対象国政府関係機関への調査内容やスケジュールの通知及び調査への協力依頼(調査票の送付含む)を行うとともに、主要な訪問先との初回アポイントの取付けを支援する。

4. 関連資料

JETRO「メキシコの医療機器市場 (2013年6月)」

http://www.jetro.go.jp/world/cs_america/reports/07001416

JETRO「中南米の医療機器市場 (2013年10月)」

https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/reports/07001514

JICA「保健セクター情報収集・確認調査 グアテマラ共和国、ボリビア多民族国、ホンジュラス共和国 保健セクター分析報告書(2012年10月)」

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject0201.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/7ad48137d3a27c0a49257b1000249082?OpenDocument>

5. 現地再委託

現地再委託は見込んでいないものの、必要であると判断する場合にはプロポーザルで提案し、その部分に係る必要な経費は全て見積書に含めること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札など)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. その他留意事項

(1) 現地調査期間は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、各国 JICA 事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

(2) 各国関係機関、各国 JICA 事務所及び JICA 中南米部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告に当たっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。

(3) 通訳の現地備上を認めるため必須ではないものの、効率的な業務実施の観点か

ら西語での業務が可能な団員が業務従事者に含まれることが望ましい。

以上